

令和4年度 公益社団法人みやぎ被害者支援センター事業計画書

事業名	項目	事業内容	実施時期・時間等
相談事業	電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による犯罪被害者や遺族等からの精神的悩み等の相談を受け、悩みの軽減や解決など心のケア等の支援を行う。 電話 022-301-7830 ○ メールによる相談の実施 ○ ナビダイヤル 0570-783-554 を活用した電話相談への対応(犯罪被害者等電話サポートセンター) 	毎週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ※ナビダイヤルは年末年始(12/29~1/3)を除く毎日の午前7時30分から午後10時までの間、左記のサポートセンターが対応
	来所相談	予約なしの来所相談や犯罪被害者や遺族等関係者からの支援相談に対する相談員による迅速かつ適正な対応を行う。	每週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ただし、月曜日は、緊急の場合は対応する。 ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	面接相談 (カウンセリング)	面接相談を希望する被害者等に対し、精神科医や公認心理師等による心理相談等を行い、悩みの解決や心のケア等の支援を行う。	通年随時 ※予約制 (10:00~16:00) ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	法律相談	ケースに応じて、弁護士等による法律相談を行い、被害者等の問題解決について支援を行う。	通年随時 ※予約制 ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	性犯罪被害相談 「性暴力被害相談支援センター宮城」 (県委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性暴力に特化した専用電話により、性犯罪被害相談に精通した相談員が対応する。電話 0120-556-460 <small>はやくワンストップ</small> ※短縮ダイヤル#8891 ※土曜日は男性相談員の相談実施 ○ メールによる相談の実施 	毎週月曜日～金曜日 (10:00~20:00) 土曜日(10:00~16:00) 上記以外の閉庁日及び閉庁時間については夜間・休日コールセンターが対応し緊急対応を要する事案についてはリアルタイムで当センターが対応する(オンラインコール)。
直接支援事業	危機介入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生直後、被害者等の要望に応じて、被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、被害者家族の世話等家事支援を行う。 ○ 性犯罪被害者に対する早期支援体制の確立と連携・協力による早期支援(危機介入)の実施 	随時 上記「性犯罪被害相談」との連携事業
	付添い (同行支援)	被害者等の要望に応じて ・病院、警察署、検察庁、裁判所等関係機関への付添い ・メディアスクラム時の付添いを行う。	随時
	自助グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等自助グループの例会等を開催する。 ○ 企業・警察機関等で開催される「被害者等の声を聴く」講演会への派遣講師の同行支援を行う。 	○ 例会年8回(毎月第3水曜日)
	裁定申請手続き	犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要説明や裁定の申請に必要な書類の教示、申	

	の補助事務	請書類の記載事項の説明等裁定申請の補助を行う。	
	その他の役務及び物品等の貸与等	被害者等の身の回りの世話等役務の提供による支援や急を要する場合の物品等の貸与等により被害者等の抱える問題や精神的負担の軽減・回復に寄与する。	随時
	謝金及び助成金緊急支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等の希望により、法律相談、生活相談を行った場合の謝金又は助成金を支給する。 ○ カウンセリング助成の拡充（6回から36回） ○ 経済的困窮等の被害者等に対する転居費用、交通費等の緊急支援金を支給する。 	申請により随時
広報事業	広報啓発活動	<p>賛助会員をはじめ広く県民に対して事業内容や被害者支援に関する情報を提供するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、パンフレット等の作成配布 ・他機関等が発行する広報媒体への広告等の掲載 ・広報パネル等の作成と掲出 ・ホームページの活用 見やすさと分かりやすさを完全リニューアル（日本財団助成事業） ・報道機関への便宜供与 ・被害者等支援への理解を深め協力の実践を訴える講演会等の開催 ・各種イベント会場及び街頭における募金活動の実施 ・県内各地域での街頭キャンペーンの実施 等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国被害者支援ネットワークが取組むSNSを活用した広報と連動した広報活動 ○ 11月実施の「犯罪被害者週間」と連動して実施
	公開講演会等の開催	犯罪被害者等の現状について、広く県民に知らしめ、被害者支援の重要性、必要性について理解を求める講演会の開催。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 11月16日(水)犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会(18回目、仙台市内)
養成・研修・調査	研修会の開催	犯罪被害者等への支援活動に従事する相談員(以下「支援活動員」という。)の知識、技能等の向上を図るため、公認心理師等、弁護士、医師等を講師とした事例検討等の研修会を開催する。	随時
	研修会等への参加	支援活動員の知識、技能等の向上を図るため、全国レベル・ブロックの各種研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋期全国研修会 10月(東京) ○ ブロック研修 7月開催(山形市) 10月開催(秋田市)
	被害者支援マニュアルの改訂	相談ニーズの多様化及び相談内容の一層の深刻化が顕著になってきている状況を踏まえ、これらに適切に対応するため、現行の被害者支援マニュアルの改訂に向けた作業に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度中に完成させる。 (日本財団助成事業の申請)
	調査・養成等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の心理や支援のあり方に関する調査、研究活動・支援活動員養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて適宜実施

	支援活動員の質の向上 日本財団預保納付金助成事業	新規及び長期研修未受講の支援活動員を主体とした研修会への参加（継続事業）	
関係機関・団体との連携による支援活動	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会及び宮城県警察等との連携による被害者支援を行う。 ○ 司法関係機関との連絡会議 ○ 県、県警と連携し各市町村に対する被害者支援条例制定の働き掛けを行う。（継続事業） 	随時
その他の事業	財政基盤安定構築のためのファンドレイジング事業	財政基盤の安定を目指し、新規会員の獲得、寄付型自動販売機の増設、一般寄付金等の財源の拡大確保を目指す	ファンドレイザー1名の継続雇用と専務理事等事務局員で実施
	総 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業報告及び決算承認と当年度の事業計画書（案）及び収支予算書（案）の決議 ○ その他の決議 	○ 5月中旬に開催予定
	理 事 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会に付すべき事項 ○ 総会の決議した事項の執行に関する事項 ○ その他総会決議を要しない事項 	○ 年度3回開催（4月、9月、3月）